

特車許可、事前登録制に

改正案で道路法 通行可能経路を一括表示

国交省

国土交通省は、20日開会の通常国会に2月上旬にも提出する道路法の一部改正案で、車両を事前に登録すれば通行可能な経路を許可無しで通行できる、新たな特殊車両通行許可制度の創設を盛り込む方針だ。特車手続きの簡素化・一元化のため、全ての通行可能経路を一括で表示できる新たな申請・審査システムの導入と併せて、2021年度の導入を目指している。

トラックドライバー不足に伴う車両の大型化の進展により、特車許可件数が急増し、許可にかかる審査日数が長期化。中でも、市町村道を含むルートについて、国の自動審査システムで一括審査できないことがネックとなっている。これを受けて国交省道路局が、

地方道の電子データ化を進めおり、19年度末の完了を目指している。

また、電子データ化の完了後に、システムの処理能力を向上させ、全ての通行可能経路を一括表示できる新しい申請・審査システムの構築に着手。このシステムの導入に合わせ、現行の申請による特車許可制度と併置する形で、新たな許可制度を創設する。

新制度は、ETC2.0（次世代型自動料金収受システム）の搭載、OBW（車載型荷重計測装置）による重量報告を条件に車両を即日登録。登録された車両が個々の車両の重量などに応じて、寸法や重量を大きく超過するケースを除き、通行可能な経路について許可無しで通行できる仕組みを

想定。運用に当たっては、車両の登録、通行可能経路の請求・通知の手続き業務を外部機関に委託し、登録、通行可能経路の請求に対しても手数料を徴収する方針で、道路法改正案では制度創設のための措置を定める。

また、改正案には、「特定車両停留施設（仮称）」と「自動運行補助施設（同）」の道路付属物への追加も規定。前者は「バスタ新宿」（東京都渋谷区）のような交通結節点（ターミナル）事業、後者は自動運転のための磁気マーカーシステムなどを想定しているが、例えばトランク隊列走行の連結・解除拠点や休憩スペースといった物流利用のための施設・設備も対象となり得る。

地方公共団体が管理する道